

平成29年度 情報公開制度、個人情報保護制度の運用状況

情報公開制度と個人情報保護制度は、開かれた市政を推進するために必要な制度です。

情報公開制度は、市が持つ情報を開示請求する権利を定めています。

個人情報保護制度は、市が持つ個人情報(特定個人情報を含む)について、開示・訂正などの請求権を明らかにし、自分の情報を自分でコントロールする権利を保障しています。なお、特定個人情報とは、マイナンバーを含む個人情報のことです。
☆詳しくは、法務担当へ。

情報公開制度

◎開示の請求

市にある公文書をどなたでも開示請求できます。
29年度の請求の状況は、表1のとおりです。

◎行政資料コーナー

情報公開の一環として、市役所2階行政資料コーナーでは、市の刊行物、議会の会議録などをご覧いただけます。

個人情報保護制度

◎開示・訂正・削除・中止の請求

市が持っている自分の個人情報の開示請求ができます。また、実施機関が条例で定める制限を越えて自分の個人情報を利用・提供する、または、そのおそれがあると認められる場合に、個人情報の訂正・削除の請求、目的的に認められます。

◎目的外利用・外部提供の制限

市が持っている個人情報の目的外利用や外部提供は、プライバシー保護の観点から原則として禁止されています。ただし、本人の同意がある場合や事前に情報公開・個人情報保護運営審議会の同意を得た場合などは、例外的に認められます。

表1 情報公開制度における請求の状況 (単位：件)

| 実施機関 | 開示請求 | 決定内容 | | | 公文書不存在 | 審査請求 |
|-------|---------------|------|------|-----|--------|------|
| | | 開示 | 一部開示 | 不開示 | | |
| 市長 | 法務担当 | 1 | 1 | | | |
| | 職員課 | 2 | 1 | | 1 | |
| | 市民課 | 4 | | 4 | | |
| | 税課 | 3 | 2 | 1 | | |
| | 生活コミュニティ課 | 2 | | 2 | 1 | |
| | 子ども育成課 | 4 | 4 | | | |
| | 環境課 | 1 | 1 | 1 | | 1 |
| | 下水道課 | 1 | 1 | | | |
| 教育委員会 | 地域開発課 | 1 | 1 | | | |
| | 庶務課 | 2 | 1 | 1 | | |
| | 指導課 | 4 | 3 | 1 | | |
| 議 | 教育福祉総合センター建設会 | 4 | 4 | | | |
| 合計 | 31 | 18 | 11 | 1 | 3 | 0 |

※一部開示とは、個人情報などの記載があるためその部分を除いて開示したこと、不開示とは、法令などにより開示することができないと認められるため不開示となったこと、公文書不存在とは、その情報を実施機関が持っていないため開示の請求を拒否したことを示します。
※市長(生活コミュニティ課、環境課)については、1件の請求に対して複数の決定をしています。
※議会への開示請求のうち1件は取り下げとなりました。

表2 個人情報保護制度における請求の状況 (単位：件)

| 実施機関 | 開示請求 | 決定内容 | | | 中止請求 | 審査請求 |
|------|--------|------|------|-----|------|------|
| | | 開示 | 一部開示 | 不開示 | | |
| 市長 | 企画政策課 | 2 | 2 | | | |
| | 市民課 | 5 | 2 | 3 | 1 | 1 |
| | 介護福祉課 | 11 | 11 | | | |
| | 子ども育成課 | 2 | 2 | | | |
| 合計 | 20 | 13 | 4 | 3 | 1 | 1 |

※一部開示とは、第三者の権利利益を侵害するおそれなどがあるためその部分を除いて開示したこと、不開示とは、その情報を実施機関が持っていないため不開示となったことを示します。
※特定個人情報の開示請求はありませんでした。

表3 個人情報の目的外利用・外部提供の状況 (単位：件)

| 実施機関 | 目的外利用 | 外部提供 | 計 |
|-----------|-------|------|----|
| 市長 | 40 | 31 | 71 |
| 教育委員会 | | 3 | 3 |
| 選挙管理委員会 | | 2 | 2 |
| 監査委員会 | | | |
| 農業委員会 | | | |
| 固定資産評価委員会 | | | |
| 審査委員会 | | | |
| 議 | | | |
| 合計 | 40 | 36 | 76 |

運用状況は、表3のとおりです。

情報公開・個人情報保護審査会

開示などの請求に対する市の決定に不服がある場合、審査請求や取消訴訟の提起ができません。審査請求があった場合、原則として情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、答申を受けて、請求に対する裁決を行います。

情報公開・個人情報保護運営審議会

市では、情報公開制度と個人情報保護制度の適正な運営を図るため、情報公開・個人情報保護運営審議会を設置しています。29年度は6月、11月の2回開催され、個人情報の外部提供に関する諮問3件、個人情報の目的外の利用に関する諮問1件について答申がありました。

諮問及び答申の内容は、市役所法務担当及び市ホームページでご覧いただけます。